



「もしも」に備えて
知っておこう☆

クーリング・オフ制度

Q.クーリング・オフってなに？

A.クーリング・オフとは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度のことです。

Q.どんな取引や契約の時に使える制度？

A.詳しくは下記の一覧でご確認ください。

～特定商取引におけるクーリング・オフができる取引と期間～

【8日間】

- ・訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)
- ・電話勧誘販売
- ・特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師
学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)
- ・訪問購入(業者が消費者宅を訪問、商品の買い取りを行うもの)

【20日間】

- ・連鎖販売取引(マルチ商法)
- ・業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)

【注】

※現金取引の場合で代金または対価の総額が3,000円未満の場合はクーリング・オフできません。

※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

※クーリング・オフ期間は申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から起算します。(受け取った日を含む)

※書面に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。



※通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。



ただし、返品の可否や条件についての特約がある場合には特約に従うことになります。
特約がない場合には、商品受け取り日を含めて8日以内であれば返品することができます。
その場合、商品の返送料は消費者負担となります。

Q.クーリング・オフはどのように手続きするの？

A.クーリング・オフは書面、または電磁的記録で行います。電話ではなく**必ず書面**で通知しましょう。

書面は**特定記録郵便**又は**簡易書留**など**記録が残る方法**で送付しましょう。

クーリング・オフの通知は自分で行うことができます。クーリング・オフができる取引かどうか不明なときや書き方や手続き方法は分からないときは悩まず消費生活相談窓口にご連絡ください。

西諸県地域消費生活相談窓口 【0984-23-1179】